



Information _____
Event _____
Consultation _____
Recruitment _____
Lecture _____

お知らせ

6月1日～7日は「水道週間」

6月1日～7日は水道週間です。水道について理解を深めていただくため、全国で実施されています。

水道水は、蛇口をひねれば当たり前のように使うことができます。飲み水としてはもちろん、お風呂や炊事、洗濯、トイレなど、水道は私たちの暮らしに欠かすことのできないものです。この期間に、水道の大切さを改めて考えてみませんか？

水道週間標語

「水道水 安心・安全 これからも」

問 役場水道課 管理係

☎ 286・6880

6月は「食育月間」です

「食」は、私たちが生きていくうえで欠かせない命の源です。

県では、県民の皆さんが健やかに、

そして長寿を楽しむため、健康生活の実現に向けて、食育の取り組みを推進しています。この機会に、食を楽しむことの大切さやバランスの良い食事、災害時への備えなど、家族や身近な人と「食」について話し合ってみましょう。

問 県健康づくり推進課

☎ 333・2252



飼い主のいない猫との向き合い方

飼い主のいない猫に対して間違った世話をすると、近隣の生活環境悪化などにつながります。餌を与える場合は、置きエサは絶対にやめ、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないために避妊去勢を行いましょ。

県では、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費の補助を行っています。詳しくは、左記までお問い合わせください。

問 上益城地域振興局 衛生環境課

☎ 282・0016

ペットが迷子になった時は

飼っている犬や猫が迷子になった時は、保護されている場合がありますので、①住んでいる管轄の保健所、

②行方不明になった場所に近い保健所、③最寄りの警察署に届け出てくださ。

また、「熊本県動物愛護ホームページ」では保護された犬や猫の情報を検索できる他、飼い主が登録することもできます。ぜひご利用ください。

問 御船保健所

☎ 282・0016

新型コロナウイルスは「5類感染症」です

5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更となりました。

今後、感染対策は自主的に行うことが基本となります。

また、これまでより多くの医療機関で診療を受けることができるようになりますが、医療費は原則自己負担となります。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。



問 県健康危機管理課

☎ 333・2478

農薬の空容器や不要な農薬は適切に処理しましょう

農産物を生産・販売する人が使用した農薬空容器や不要な農薬は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄

が法律で禁止されています。空容器などの処分は、排出者である農業者自らが適切に処理するか、廃棄物処理業者に委託する必要があります。各JAでは回収日を設け、専門業者に処分を委託していますのでご利用ください。詳しくは、購入店か左記にお尋ねください。

問 県農業技術課

☎ 333・2381

特殊肥料「椿油粕」は

適正に使用しましょう

特殊肥料として販売されている椿油粕は、農薬として登録されていないため、害虫の駆除目的で使用すると農薬取締法違反になります。

また、椿油粕には、魚介類に影響のある成分が含まれていますので、肥料として使用する場合、水を張った水田、用排水路や池などに流出しやすい場所では使用を避けてください。詳しくは、左記または最寄りの各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課へお尋ねください。

問 県農業技術課

☎ 333・2381

消防設備士試験の案内

消防法の規定に基づき、令和5年度第1回・第2回消防設備士試験が次の日程で実施されます。